

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年10月14日(2021.10.14)

【公開番号】特開2020-48650(P2020-48650A)

【公開日】令和2年4月2日(2020.4.2)

【年通号数】公開・登録公報2020-013

【出願番号】特願2018-178390(P2018-178390)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 3 4

【手続補正書】

【提出日】令和3年9月6日(2021.9.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 1】

本発明は、複数の識別情報を変動表示するゲームを実行し、当該ゲームの結果が特別結果となった場合に遊技者に有利な特別遊技状態を発生可能な遊技機に関する。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 2】

始動入賞口への遊技球の入賞に基づき、特図識別情報を変動表示する特図変動表示ゲームを実行可能な変動表示装置と、前記特図変動表示ゲームに対応して複数の飾り識別情報を変動表示する飾り変動表示ゲームを実行可能な飾り変動表示装置と、遊技を統括的に制御するとともに前記特図変動表示ゲームの制御を行う遊技制御装置と、前記遊技制御装置からの制御信号に基づき、前記飾り変動表示ゲームの制御を行う演出制御装置と、を備え、前記特図変動表示ゲームの停止結果態様が予め定めた特別結果態様となった場合に、遊技者に遊技価値を付与可能な遊技機において、前記特図変動表示ゲームの変動パターンとして、複数種類のリーチ変動に対応した変動パターンを選択する変動パターン選択手段を備える遊技機が知られている(例えは特許文献1参照)。すなわち、複数種類のリーチ演出を実行可能な遊技機が知られている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 3】

【特許文献1】特開2014-138827号公報

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 4

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0004】**

ところで、リーチ演出の興趣を十分に高めることができなかった。

本発明の目的は、リーチ演出の興趣を高めることである。

【手続補正5】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0005****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0005】**

以上の課題を解決するため、請求項1に記載の発明は、

複数の識別情報を変動表示するゲームを実行し、当該ゲームの結果が特別結果となった場合に遊技者に有利な特別遊技状態を発生可能な遊技機において、

前記ゲームの変動パターンを選択する変動パターン選択手段と、

前記変動パターン選択手段によって選択された変動パターンに対応した変動演出を実行する変動演出手段と、を備え、

前記変動演出手段は、第1リーチ演出と、第2リーチ演出と、第3リーチ演出と、を実行可能であり、

前記変動パターン選択手段は、

前記第1リーチ演出の実行後に前記第2リーチ演出を実行し、当該第2リーチ演出の実行後に前記第3リーチ演出を実行する第1パターンと、

前記第1リーチ演出の実行後、前記第2リーチ演出を実行せずに前記第3リーチ演出を実行する第2パターンと、を選択可能であり、

前記ゲームの結果が特別結果となる期待度は、前記第1パターンと、前記第2パターンと、では異なることを特徴とする。

【手続補正6】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0006****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0006】**

本発明によれば、リーチ演出の興趣を高めることができる。

【手続補正7】**【補正対象書類名】特許請求の範囲****【補正対象項目名】全文****【補正方法】変更****【補正の内容】****【特許請求の範囲】****【請求項1】**

複数の識別情報を変動表示するゲームを実行し、当該ゲームの結果が特別結果となった場合に遊技者に有利な特別遊技状態を発生可能な遊技機において、

前記ゲームの変動パターンを選択する変動パターン選択手段と、

前記変動パターン選択手段によって選択された変動パターンに対応した変動演出を実行する変動演出手段と、を備え、

前記変動演出手段は、第1リーチ演出と、第2リーチ演出と、第3リーチ演出と、を実行可能であり、

前記変動パターン選択手段は、

前記第1リーチ演出の実行後に前記第2リーチ演出を実行し、当該第2リーチ演出の実行後に前記第3リーチ演出を実行する第1パターンと、

前記第1リーチ演出の実行後、前記第2リーチ演出を実行せずに前記第3リーチ演出を

実行する第 2 パターンと、を選択可能であり、

前記ゲームの結果が特別結果となる期待度は、前記第 1 パターンと、前記第 2 パターンと、では異なることを特徴とする遊技機。